

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 8 6 号

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則の一部を改正する規則

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則（令和 7 年四日市市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この規則は、第 7 条の規定を除き、 <u>令和 7 年 1 1 月 3 0 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この規則は、第 7 条の規定を除き、 <u>令和 7 年 9 月 3 0 日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（健康福祉部介護保険課）